

青森県報

第三千四百五十六号

平成二十三年
十月二十六日
(水曜日)

目次

告示

- 介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による指定介護予防サービス事業者の介護予防サービス事業の廃止の届出……………(同) ……一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障害福祉課) ……二
- 特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二
- 基本測量の実施……………(監理課) ……二

告 示

青森県告示第八百二十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

平成二十三年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	指定居宅サービス事業者
名 称	居宅サービス事業を行う事業所
所 在 地	居宅サービス事業所
届出の 年月日	廃止の 年月日

青森県告示第八百二十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第一百五十五条の五第二項の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第一百五十五条の十第二号の規定により公示する。

平成二十三年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社 クアポテツ	株式会社 クアポテツ	株式会社 クアポテツ
八戸市一番町二丁目三の一五	八戸市一番町二丁目三の一五	八戸市一番町二丁目三の一五
居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
百石調剤薬局	五戸東薬局	五戸調剤薬局
上北郡おいらせ町上明堂九の三	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三四の一	三戸郡五戸町四正場沢三の四
"	"	平成 三〇・九一五
"	"	平成 三〇・七三三

株式会社 クアポテツ	株式会社 クアポテツ	株式会社 クアポテツ	氏名又は 名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	届出の 年月日	廃止の 年月日
八戸市一番町二丁目三の一五	八戸市一番町二丁目三の一五	八戸市一番町二丁目三の一五		介護予防居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導		
百石調剤薬局	五戸東薬局	五戸調剤薬局					
上北郡おいらせ町上明堂九の三	三戸郡五戸町字鍛冶屋窪上三三四の一	三戸郡五戸町四正場沢三の四					
"	"	"				平成 三〇・九一五	平成 三〇・七三三
"	"	"				"	"

青森県告示第八百二十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名 称	株式会社ケ アライフ青 森	障害福祉サービスを行う所	指 定 年 月 日
	主たる事務所の所在地	青森市卸町三の五		
障害福祉サービスの種類	名 称	株式会社ケ アライフ青 森 業所	指 定 年 月 日	平成 二〇・二四
	所在地	弘前市大字神田二丁目六の一		
同行援護				

青森県告示第八百三十号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためたので、同条第五項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により公示する。

平成二十三年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区 域	区 分
	西津軽郡深浦町大字広戸字家野上一〇一の五〇 西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九五の一〇〇	深浦区域 深浦漁業協同組合の地区
	舟木 康彦 小野 英幸	

青森県告示第八百三十一号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十三年十月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）
- 二 作業期間
平成二十三年十一月一日から平成二十四年三月二十三日まで
- 三 作業地域
青森市
弘前市
五所川原市
つがる市
平川市
東津軽郡今別町
東津軽郡蓬田村
東津軽郡外ヶ浜町
西津軽郡深浦町
南津軽郡藤崎町
南津軽郡大鰐町
北津軽郡中泊町

（発行所・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青森県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------